

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社に雇用され、作業員として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、同市内の山林において山の斜面の雑木を伐採している際、伐採した木が請求人の顔に当たり、請求人は後ろに倒れて背中を打ち、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C病院に救急搬送され、「右腰椎多発骨折、下口唇挫創」等と診断され、入院加療し、退院後は複数の医療機関で療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）のいずれにも該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

労災保険法における障害補償給付及び障害給付（以下「障害補償」という。）は、障害による労働能力のそう失に対する損失を補償を目的とし、傷病が治ったときに残存する障害が、当該傷病と相当因果関係を有し、かつ、将来においても回復が困難と見込まれる、精神的又は身体的なき損状態であって、その存在が医学的に認められ、労働能力のそう失を伴うものを対象としているところ、請求人は、障害が残存するものと主張するため、以下検討する。

(1) 神経症状について

請求人に残存する神経症状については、①腰部、②左下肢（左膝）、③下口唇における神経症状が考えられるところ、それぞれの部位について、以下検討する。

ア 「左下肢（左膝）」について

D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日のE病院での左膝MRI上、半月板損傷を認めている。」と述べているものの、その症状の回復見込みについて、「深屈曲、あぐらを避けるようにすれば次第に軽減する。」と述べている。また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け審査請求調査書において、要旨、「平成〇年〇月〇日撮影のMRIによると、左膝は内側半月板に僅かに損傷が認められる。」と述べているもの

の、「外側半月板、骨、関節軟骨や靭帯に損傷は認められない。」、「左膝の引っかかり感を伴って運動時痛が増悪したと訴えるも、検査結果より、半月板損傷も問題なく、関節鏡の適応もない。」と述べている。さらに、G医師は、平成〇年〇月〇日付け診療情報提供書において、要旨、「症状は日によって疼痛部位が変化することと、半月板は問題なさそう。関節鏡の適応もないと判断した。」と述べている。

以上から、当審査会としては、請求人の左膝に残る神経症状について、その損傷の程度は軽微であり、将来において症状の回復が見込まれることから、決定書に説示のとおり、障害補償の対象とはならないものと判断する。

イ 「腰部」について

D医師は、上記意見書において、要旨、「第3腰椎右側横突起は仮骨形成が平成〇年〇月〇日のエックス線写真でみられるものの、転位がわずかにあり偽関節になっている可能性がある。そうであれば、腰椎傍脊柱筋、腸腰筋に牽引されて腰痛が同部に発現し、残存するかもしれない。」と述べているものの、その症状の回復見込みについては、「次第に軽減していくと考える。」と述べている。

当審査会としても、一件記録を精査したところ、治癒（症状固定）日時点において、請求人の腰部に神経症状が残っている可能性は否定できないものの、上記医師の意見及び治療の経過を鑑みると、その損傷の程度は軽微であり、将来において症状の回復が見込まれることから、決定書に説示のとおり、障害補償の対象とはならないものと判断する。

ウ 「下口唇」について

下口唇の神経症状について、原処分庁及び審査官は、平成〇年〇月〇日付け診断書における「左オトガイ神経麻痺」の診断名及び請求人自訴から、受傷部位において疼痛は認められず、疼痛以外の異常感覚である痺れが存在するとして障害認定するも、その範囲は広いものとはいえず限定的であることから、障害等級に該当しないと判断している。

しかしながら、請求人は、E病院の診療記録情報において、下口唇の痛みを訴えており、さらに、労働基準監督署（以下「監督署」という。）における障害認定時の聴取においても、「唇が張るような痛みがある。」と述べて

いることから、当審査会として改めて一件記録を精査したところ、上記請求人の自訴及び受傷部位の状態から、請求人の下口唇に疼痛は残存しているものとみるのが相当であると判断する。

そこで、障害の程度についてみると、請求人は、「温度差がある時、痺れが増した時、唇が張るような痛みがある。」と述べ、また、上記診療記録情報においても、「今日は痛い」、「寒いと痛い」との記載があることから、当審査会としては、請求人の下口唇における疼痛については、常時発現しているものではなく、気温の変化等一定の条件が付加された場合において発現しているものと判断する。

よって、当審査会としては、請求人の下口唇における神経症状については、障害等級第14級の9「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」には該当しないものと判断する。

なお、同部位における疼痛以外の感覚障害については、決定書に説示のとおり、「その範囲が広いもの」に該当しないことから、当審査会としても、障害補償の対象にはならないものと判断する。

- (2) 左下肢(左膝)の機能障害について左膝関節の機能障害について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「健側：屈曲155°、伸展-5°」、「患側：屈曲155°、伸展-5°」と関節運動範囲を測定しており、また、監督署において測定された結果、「健側：屈曲130°、伸展0°」、「患側：屈曲130°、伸展0°」となっている。

以上のとおり、いずれの測定結果においても、関節可動域に制限は認められないことから、当審査会としても、請求人の左下肢(左膝)については、障害等級に該当しないものと判断する。

- (3) 醜状障害について

請求人は、本件災害により、下口唇がY字に大きく深く裂け、横約3.5センチメートル、縦約1.5センチメートルの傷跡が残ったと主張するが、当審査会において、請求人の下口唇を撮影した写真を精査したところ、確かに下口唇に傷跡を確認できるものの口唇の内側であることから、当審査会としては、決定書に説示するのとおり、障害補償の対象となる外貌の醜状の条件である「人目につく程度以上のもの」には該当しないものと判断する。

(4) 発音障害について

請求人は、本件災害によりハ行の発音に障害が残ったと主張するが、E病院の診療記録情報によると、要旨、「口唇の瘢痕のせいかハ行が言いにくい」と記載されているものの、発音不能とまでは診断されていない。また、請求人自身も「ゆっくりしゃべると問題ない。」と述べていることから、当審査会としては、「4種の語音のうち1種の発音不能のもの」には該当しないと判断する。

よって、決定書に説示のとおり、請求人の発音障害については、障害等級第10級の2「そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの」には該当しないと判断する。

(5) 以上のことから、請求人に残存する障害については、いずれも障害等級に該当しないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。